

品川区建築物不燃化促進助成条例

昭和 62 年 10 月 16 日

条例第 39 号

改正 平成元年 10 月 6 日条例第 28 号 平成 5 年 3 月 31 日条例第 23 号
平成 10 年 3 月 30 日条例第 25 号 平成 24 年 7 月 9 日条例第 39 号
平成 26 年 3 月 31 日条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、不燃化促進区域内において耐火建築物を建築しようとする建築主および木造建築物を除却しようとする除却者ならびに不燃化促進重点区域内において準耐火建築物を建築しようとする建築主に対し、建築および除却に必要な経費の一部を助成することにより、建築物の不燃化を促進し、地震等による火災から区民の生命、身体および財産を保護するとともに、居住環境の整備に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不燃化促進区域 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画その他の都市防災に関する計画において定め、または定めることを予定した避難地もしくは避難路の周辺または延焼遮断帯のうち、緊急に建築物の不燃化を促進する必要があると区長が認めて指定した区域をいう。
- (2) 不燃化促進重点区域 不燃化促進区域のうち、重点的に建築物の不燃化を促進する必要があると区長が認めて指定した区域をいう。
- (3) 耐火建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。
- (4) 準耐火建築物 法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。
- (5) 木造建築物 前 2 号に掲げる建築物以外の木造の建築物(当該建築物に付随する工作物を含む。)をいう。
- (6) 建築 建築物を新築し、増築し、または改築することをいう。
- (7) 建築主 法第 2 条第 16 号に規定する建築主をいう。ただし、規則に定める建築方式により建築する場合は、区長が定める者をいう。
- (8) 除却 木造建築物を取り除くことをいう。
- (9) 除却者 所有する木造建築物を除却する者をいう。

(不燃化促進区域等の指定)

第 3 条 不燃化促進区域および不燃化促進重点区域(以下「不燃化促進区域等」という。)は、区長が期間を定めて指定するものとする。

2 区長は、不燃化促進区域等を指定したときは、その期間、位置および区域を告示する。

(建築助成対象者)

第 4 条 この条例による建築に係る助成金(以下「建築助成金」という。)の交付を受けることができる者は、次に掲げる建築主とする。

- (1) 個人

- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者である会社(以下「中小企業者」という。)
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人(以下「公益法人」という。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める者
(建築助成対象建築物)

第5条 この条例により建築助成金の交付対象となる建築物(以下「建築助成対象建築物」という。)は、不燃化促進区域内において第3条第1項に規定する期間内に建築する耐火建築物または不燃化促進重点区域内において第3条第1項に規定する期間内に建築する準耐火建築物のうち、法第6条第1項または第6条の2第1項の規定による確認済証(以下「確認済証」という。)の交付を受けた建築物であつて、規則で定める建築基準に適合したものとする。ただし、次に掲げる建築物を建築する場合は助成しない。

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下「宅地建物取引業者」という。)が販売のために建築する建築物
- (2) 高架の工作物内に設ける建築物
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内(以下「都市計画施設の区域内」という。)または同条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域内(以下「市街地開発事業の施行区域内」という。)に建築する建築物(建築物の一部が都市計画施設の区域内または市街地開発事業の施行区域内にかかる場合にあつては、それぞれの区域内にかかる建築物の部分)
- (4) 仮設建築物
- (5) この条例による建築助成金と類似の補助金等を受ける建築物

2 不燃化促進区域の内外にわたり耐火建築物を建築する場合または不燃化促進重点区域の内外にわたり準耐火建築物を建築する場合は、当該建築物の全部が当該不燃化促進区域内または当該不燃化促進重点区域内にあるものとみなし、前項の規定を適用する。

(建築助成金の額)

第6条 この条例により建築主(建築助成対象建築物に係る確認済証において建築主が複数存する場合は、その代表者1名をもつて、当該建築助成対象建築物における建築主とする。)に対して交付する建築助成金の額は、規則で定める床面積に応じ規則で定める。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、前項に定める額に規則で定める額を加算することができる。

- (1) 複数の土地所有者または借地権者が、複数の宅地を一の建築敷地とし、共同で建築助成対象建築物を建築するとき。
- (2) 複数の建築主が、隣接する複数の敷地において、あらかじめ各建築主の協議を経て、一体性に配慮して作成した建築設計に基づき、概ね同時期に各建築主がそれぞれ建築助成対象建築物を建築するとき。
- (3) 建築主が、4階建て以上の規則で定める建築助成対象建築物を新築するとき。
- (4) 建築主が、親および子(これらに準ずる関係にあると区長が認める者を含む。)と同居するため、規則で定める建築助成対象建築物を建築するとき。

(建築助成金の交付申請手続)

第 7 条 建築助成金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、建築助成対象の確認を受けた後、区長に申請しなければならない。

(建築主に対する指導等)

第 8 条 区長は、建築助成対象建築物の建築について、防災機能の確保または居住環境の整備をするため、建築主に対し、指導および助言を行うほか、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(除却助成対象者)

第 9 条 この条例による除却に係る助成金(以下「除却助成金」という。)の交付を受けることができる者は、次に掲げる除却者とする。

- (1) 個人
- (2) 中小企業者
- (3) 公益法人
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める者

(除却助成対象建築物)

第 10 条 この条例により除却助成金の交付対象となる建築物(以下「除却助成対象建築物」という。)は、不燃化促進区域内において第 3 条第 1 項に規定する期間内に除却する木造建築物とする。ただし、次に掲げる建築物を除却する場合は助成しない。

- (1) 宅地建物取引業者が木造建築物の除却後の土地または除却後に建築する建築物の販売を行うために除却する当該木造建築物
- (2) 都市計画施設の区域内または市街地開発事業の施行区域内に存する建築物(建築物の一部が都市計画施設の区域内または市街地開発事業の施行区域内にかかる場合にあつては、それぞれの区域内にかかる建築物の部分)
- (3) 仮設建築物
- (4) この条例による除却助成金と類似の補助金等を受ける建築物

2 不燃化促進区域の内外にわたり木造建築物を除却する場合は、当該建築物の全部が当該不燃化促進区域内にあるものとみなし、前項の規定を適用する。

(除却助成金の額)

第 11 条 この条例により除却者(除却助成対象建築物に共有者または区分所有者が存する場合は、その代表者 1 名をもつて、当該除却助成対象建築物における除却者とする。)に対して交付する除却助成金の額は、規則で定める。

(除却助成金の交付申請手続)

第 12 条 除却助成金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、除却助成対象の確認を受けた後、区長に申請しなければならない。

(除却者に対する指導等)

第 13 条 区長は、除却助成対象建築物の除却について、防災性の向上を図るため、除却者に対し、指導および助言を行うほか、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の取消し等)

第 14 条 区長は、建築助成金または除却助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当

する場合は、建築助成金または除却助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 法令に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により建築助成金または除却助成金の交付決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例およびこの条例に基づく規則に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により建築助成金または除却助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した建築助成金または除却助成金があるときは、その全部または一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成元年10月6日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成5年3月31日条例第23号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の品川区建築物不燃化促進助成条例の規定は、平成5年4月1日以降に助成金の交付決定を受けた者について適用する。

付 則 (平成10年3月30日条例第25号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年7月9日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日条例第18号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の品川区建築物不燃化促進助成条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に助成金の交付決定を受けた者について適用し、同日前に助成金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の品川区建築物不燃化促進助成条例第7条の規定により助成対象の確認を受けている者または申請している者は、それぞれ改正後の条例第7条の規定により建築助成対象の確認を受けた者または申請した者とみなす。